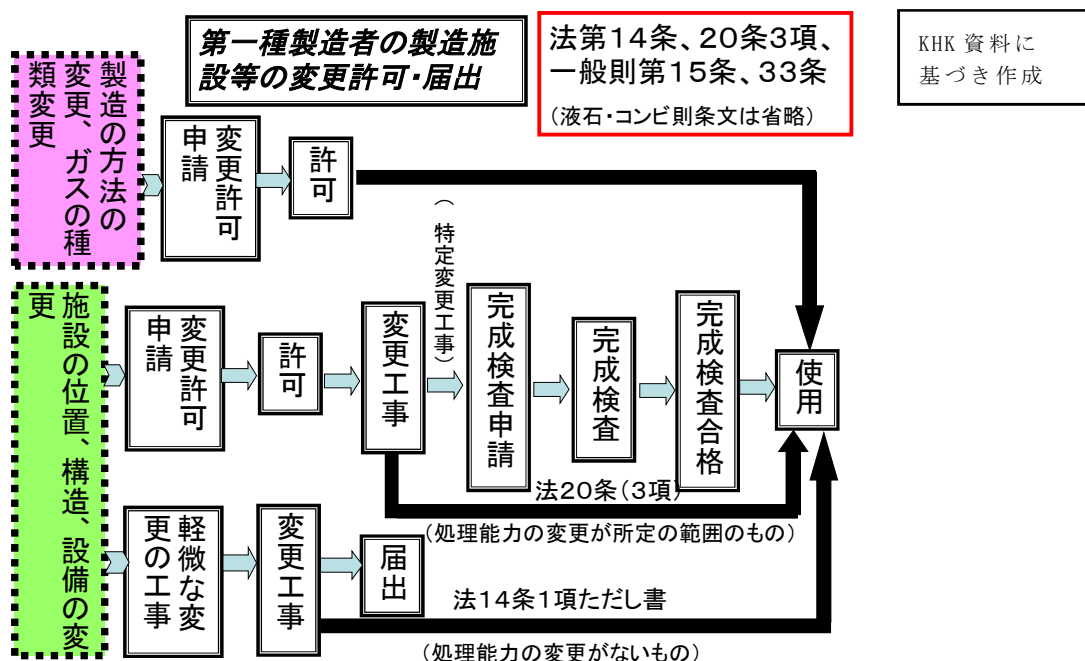


## 5 各種手続きについて

### (1) 変更許可・届出

○ 第一種製造者の製造施設等の変更許可・届出に関するフロー図



○ 第一種製造者の施設・設備の変更手続き（概略）

施設・設備区分	変更内容	手続き
特定設備	新增設・改造等	変更許可
	取替え	変更許可（完成検査不要の場合あり）
	支障のない撤去	軽微変更
高圧ガス設備 (特定設備を除く)	新增設・改造等	変更許可
	取替え	変更許可（処理能力が変更せず、 <u>認定品等への取替えに限り軽微変更</u> ）※
	支障のない撤去	軽微変更
ガス設備（高圧ガス設備を除く）	新增設・改造等	軽微変更
	取替え	軽微変更
	支障のない撤去	手続き不要
ガス設備以外の製造施設	新增設・改造等	軽微変更
	取替え	軽微変更（同等以上の取替えは手続き不要）
	撤去	手続き不要

※ 認定品等とは次に掲げるものをさす

- (1) 「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同条第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（平成30年3月30日付け20180323保局第13号）」に基づき、認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたもの。

- (2) 高圧ガス保安協会が行った高圧ガス設備試験に合格し、高圧ガス設備試験成績証明書が添付されたもの。
- (3) 高圧ガス保安協会が行った委託検査受検品のうち、一般則第6条第1項第11号から同項第13号等（耐圧性能、気密性能及び強度）について検査を行ない、委託検査証明書が添付されたもの。
- (4) 可とう管（高圧ホース、金属フレキ管等）であって、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が定める規程により実施した検査に合格し、委託検査証明書が添付されたもの。

注1 認定品等には、附属品検査品、液化石油ガスバルク供給用附属機器型式認定品、防爆構造電気機械器具型式検定品は含みませんのでご注意ください。

注2 通達に基づき、取替えに際し既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工した場合に限り軽微な変更の工事に該当（それ以外は変更許可が必要）。

#### ○ 変更許可申請等に係る添付書類について

材料及び強度（一般則第6条第1項第13・14号等）に係る添付書類については、従来は許可申請時に機器一覧表・製作図・強度計算書、完成検査時に検査合格書の添付を求めていましたが、事務の合理化及び簡素化を図るため、今後は下表のとおりとします。

また、製造事業届や第二種貯蔵所設置届についても、許可申請同様に特定設備・認定品等を使用する場合は、機器一覧表に使用の旨を明記すれば強度計算書の添付は不要です。

項目	特定設備	認定品等	その他の設備
共通	①（機器一覧表に大臣認定品等を使用する旨を明記）		
許可申請書	無又は③	無又は④	②
完成検査申請書	③	④	⑤

① 機器一覧表及び製作図

② 強度計算書

③ 特定設備検査合格書

④ 大臣認定試験者試験等成績書 等

⑤ 耐圧・気密試験成績書、肉厚測定記録、材料証明書、非破壊検査成績書 等

#### ○ 完成検査を要しない変更工事（一般則第33条、液石則第34条、コンビ則第17条）

次の変更工事については、変更許可は必要であるが、完成検査を受ける必要がない。

- (1) ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては、認定品への取替に限り、特定設備の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証等の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更が20%以内であるもの。
- (2) 処理能力が一日100 m<sup>3</sup>（不活性ガス又は空気にあつては300 m<sup>3</sup>）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合には特定設備検査合格証等の交付を受けているものに限る。）である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造設備とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。

## ○ 各種届出書・申請書の提出方法について

各種書類への押印が不要になりました。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当分の間は、郵送（手数料納付が必要な許可申請等については、栃木県収入証紙を申請書に貼付の上、書留で送付）するようお願いしています。切手付き返信封筒と担当者連絡先を忘れずに同封していただき、副本については、添付資料を省略し、届出表紙のみを提出してください。

なお、栃木県収入証紙は、県職員生協売店のほか、足利銀行本店及び一部の支店で購入できます。

## ○ 添付書類の省略について

処理能力の減少等の理由により、第一種製造者から第二種製造者への変更するケースがありますが、内容に変更がない添付書類は省略可能です。

## ○ 製造施設の軽微な変更工事の届出（一般則第15条、液石則第16条、コンビ則第14条）

第一種製造者が製造施設の構造等を変更する場合、法第14条第1項の規定に基づき知事の許可が必要であるが、次の省令で定める軽微な変更工事の場合は、変更許可を受ける必要がなく、その工事完成后、遅滞なく都道府県知事に届け出ること（法第14条第2項）。

### 【軽微な変更工事】

- (1) 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（認定品等への取替えに限る。）の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの
- (2) ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更の工事
- (3) ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
- (4) 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
- (5) 「高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（平成30年3月30日付け20180323保局第13号）」による変更の工事

## ○ 許可及び届出の不要な工事について（通達）

- (1) 圧力計、温度計の取替え（同一方式への取替えに限る。）
- (2) 充填又は受入に係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る。）の取替え
- (3) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通る部分の設備を構成する部品のうち、耐圧性能又は気密性に直接影響のない部品又はJ I S等の規格品であり、その性能が保証されているものの取替え（ボルト、ナット、圧縮機のピストン、反応器の攪拌器のプロペラ、蒸留等のトレイ又は熱交換器の邪魔板等）
- (4) 独立した製造設備、貯蔵設備、容器置場の撤去の工事（ただし、本工事に取りかかる前に県にその旨文書で報告すること又は高圧ガス製造施設軽微変更届書により届け出ること。）
- (5) 高圧ガス（その原料となるガスを含む。）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事

(6) 保安上特段の支障がない消耗品の取替え（事前に工業振興課保安担当へご相談ください。）

## ○ 継手の取扱いについて

本県では、平成 26 年より高圧ガス設備に使用される継手について、機器一覧表・強度計算書・図面の提出と完成時検査を必要としていましたが、継手の安全性が十分に担保されていることが確認されましたので、今後、継手を許可・届出の審査対象外とし、機器一覧表等の添付と完成時検査を不要とします。

なお、継手（認定品等を除く。）の取替えについては、配管の一部として変更する場合、同様に審査対象から除くが、継手単独の変更の場合、変更内容を明らかにするため、従来通り審査対象とし、完成検査も実施するものとします。

## ○ 高圧ガス保安法に基づく完成検査の受検について

### ① 検査の日程について

高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号。以下「法」という。）第 20 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく、栃木県知事による完成検査の受検にあたっては、検査の日程について、事前に当課との調整をお願いいたします。

なお、当課では、年間計画に基づく保安検査及び立入検査を行っていることから、完成検査が行える日に限りがありますので予め御了承下さい。また、一度決定した検査日の変更は、他事業者の検査日程に影響するので極力避けて下さい。

### ② 検査の方法について

完成検査の方法は、法第 20 条第 5 項の規定により、経済産業省令（規則別表）で定められています。事前にご確認いただき、検査当日には、「検査記録等の書類の準備」及び「作動試験の準備」をお願いいたします。

なお、検査を円滑に進めることができるよう、以下の点にもご協力いただきますよう、併せてお願いいたします。

ア 「検査記録等の書類」については、事前に確認させていただきますので、検査の数日前までに、当課あて送付いただきますようお願いいたします。事前送付が困難である場合は、担当とご相談ください。

※ 配管の「肉厚測定結果」をお忘れになるケースが増えております。ご注意ください。

イ 機器一覧表に記載された機器に対応する、「材料を確認できる書類」を確認・準備していただき、上記「ア」と併せて事前に当課あて送付していただきますようお願いいたします。「認定試験者試験等成績書」等に材質の記載がない場合は、別途、材料を証明する書類（いわゆるミルシート等）の準備をお願いいたします。また、材料の表記が許可申請と完成検査で食い違うことがないようにして下さい。

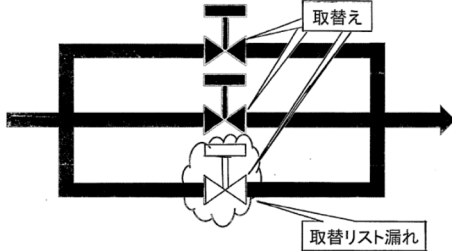
ウ 検査当日は、対象となる高圧ガス設備について、検査開始の 10 分以上前から常用の圧力以上の圧力で保持し、担当職員に圧力及び保持時間についてお知らせください。

エ 高所等で、検査当日の気密試験の実施が困難な箇所がある場合は、検査方法について事前に担当とご相談ください。

# ○ 高圧ガス保安法に関するトラブル事例（その1）

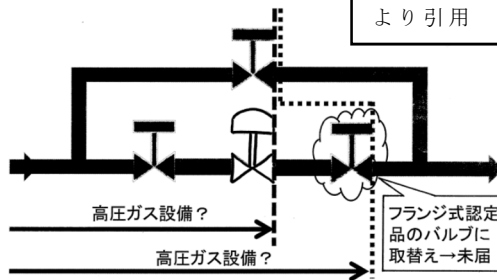
## イラストによる実際にあった事例の紹介

(1) 変更内容確認ミスによる申請漏れ



変更内容は記載漏れがないか慎重に確認を！

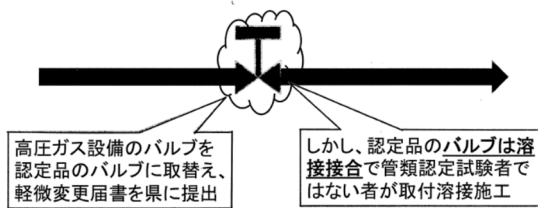
(2) 適用範囲確認ミスによる申請漏れ



KHK: 高圧ガス保安法の許可、届出に係る運用と解釈より引用

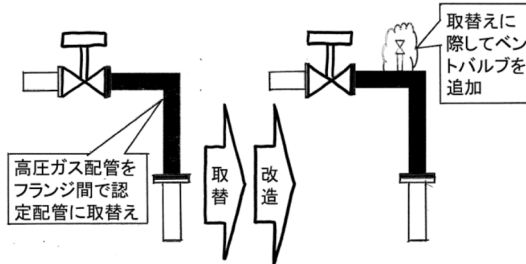
適用範囲は企業によって異なる場合があるので、申請書・届書の控でよく確認を！

(3) 軽微な変更該当しない工事を軽微変更届で提出



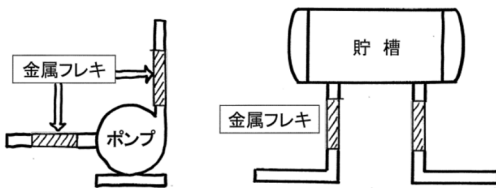
フランジ接合バルブの認定品への取替えは「軽微変更」に該当するが、溶接接合バルブの配管接続部は管類認定試験者が施工しなければ軽微変更該当しない。  
(20180323 保局 13号 通達 7)

(4) 軽微な変更該当しない工事を軽微変更届で提出



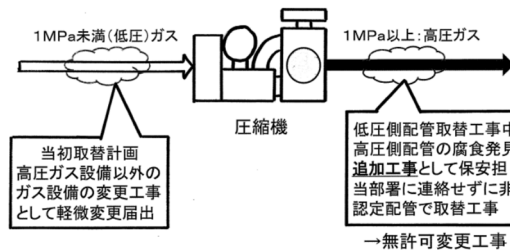
取替え・設備等の改造又は設置位置の変更を伴わない、「更新」又は「交換」

(5) 軽微な変更該当しない工事を軽微変更届で提出



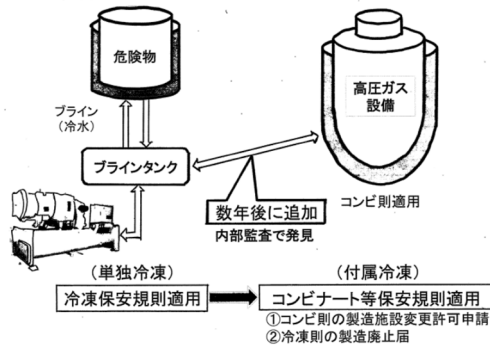
申請せずに配管途中の金属フレキ管を認定品等でないものに取替え(容器充てん用のホース・フレキ管と同じく手続き不要と勘違い)  
→変更許可対象: ただし、KHKS0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づき高圧ガス保安協会が行った検査に合格した金属製可とう管への取替えは「保安上特段の支障がないもの」として軽微変更

(6) 追加工事を未把握のまま軽微変更届を提出



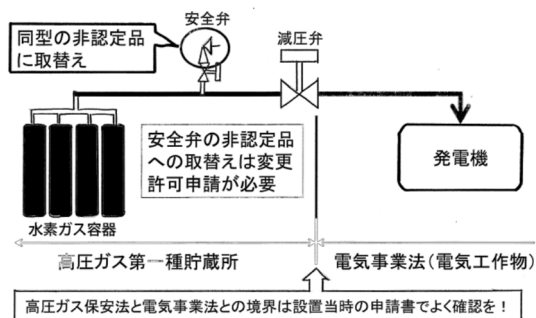
事業所内で追加工事の把握は確実に！

(7) 冷凍設備のライン配管を変更して付属冷凍に



①コンビ則の製造施設変更許可申請  
②冷凍則の製造廃止届

(8) 「他法令で手続き不要だから」として申請せずに取替え



高圧ガス保安法と電気事業法との境界は設置当時の申請書でよく確認を！

## ○ 高圧ガス保安法に関するトラブル事例（その２）

【根拠条文】法：法律、一：一般則、液：液石則、コ：コンビ則

No.	規制の対象 根拠条文	事例	直接原因・想定される要因
1	第一種製造者 (製造の許可) 法 5 条 1 項、一 3 条	市町村等の製造施設が許可を受けて製造していたが、指定管理制度による製造、運転管理の委任を行った。許可を受けていた者が交代したにも関わらず、そのまま無許可で高圧ガスの製造を続けていた。	許可を受けていた者が交代した場合は、新規に許可申請を行わなければならないが手続きを怠っていた。法令に対する知識が不足していた。
2	第二種製造者 (製造の届出) 法 5 条 2 項、一 4 条、液 4 条	減圧弁を用いて高圧ガスの移充填を反復繰返し行っていたが、製造事業の届出をしないまま行っていた。	減圧弁により「高圧ガスを圧力の低い高圧ガス」にする製造と「高圧ガスを高圧ガスでないガス」にする消費が似ているため、事業者は同じものと思い届出をしなかった。
3	第一種製造者 (製造のための 施設及び製造 の方法) 法 11 条	定期自主検査において特定設備本体の残存肉厚が、常用の圧力に対応する必要肉厚に対し余裕が少なくなったため、変更許可申請をせず、同じ材質、肉厚のあて板を溶接加工する埋め込み工事を行った。また、工事施工後に耐圧性能を確認せずに操業を続けていた。	工事管理部門による工事管理規定の確認がなされていなかった。施設管理部門-工事管理部門-安全担当部門の情報(工事案件)の共有化などの連携がされていなかった。
4	第一種製造者 (製造のための 施設等の変更) 法 14 条、一 14 条、液 15 条、 コ 13 条	設備更新のため変更許可を受けた事業所において、完成検査を行ったところ弁類の数が申請内容と異なる(数多く設置)無許可変更工事が行われていた。変更許可申請を取り下げさせ、再申請させて完成検査を実施した。	変更許可後に現場作業者が弁類の追加を希望し、施工会社に勝手に設置をさせたずさんな設備管理をしたことにあるが、施工業者自身が完成検査当日に都道府県知事に申出を行えば、許可内容と異なった工事を行ってもよいと安易に考えていた。現場作業者と申請窓口の安全担当部署とのコミュニケーション不足だけでなく、現場作業者に対する法令に関する教育不足は否めない。
5	第一種製造者 (製造のための 施設等の変更) 法 14 条、一 14 条、コ 13 条	空気圧縮機を設置する第一種製造者の事業所において、冬季に圧縮機の冷却器(水冷式)が凍結し破損したため圧縮機メーカーに修理を依頼した。修理にかなりの日数を要するため工事業者と相談し代替機と交換し事業は継続されていた。保安検査機関が同事業所の保安検査に際して設備の機器確認を行ったところ、変更許可を受けずに代替機による製造が継続されていることが判明した。	事業所及び代替機を設置した関係事業所(設備工事業者等)の法令に対する理解度が不足していた。製造許可の要素として、製造事業所に対する要件と製造(運転)する機器に対する要件が含まれていることが理解されていなかった。
6	第一種製造者 (製造のための 施設等の変更) 法 14 条 1 項、 一 14 条、コ 13 条	研究所において、許可を受けて設置してある液化窒素のCEの液取出ラインに配管等の充填設備を無許可で設置し、超低温容器へ液化窒素の充填を行い、その液体窒素をその研究所で消費していた。変更設置した製造設備は、当該研究所が保存していた書類等により、その使用材料、耐圧試験及び気密試験について技術上の基準に適合するものであり、かつ、液化窒素の充填は秤を用いて行っており、技術上の基準に適合するものであり、技術上の基準には適合していたが、他の製造設備の完成検査時にこの事実が判明した。直ちにその変更にかかる設備の使用を停止させ、変更許可申請を指示した。	事業者の法令に対する理解度が不足していた。第一種製造者及び設備施工業者の法令順守の姿勢が問われる。

7	第一種製造者 (製造のための 施設等の変更) 法 14 条 1 項、 法 8 条、法 3 条 2 項、法 48 条 4 項、一 14 条、コ 13 条	半導体製造工場において、無許可で C E のデュワー瓶専用の液取出ラインから超低温容器に液化窒素を充填し、その液化窒素をその工場消費していた。第一種貯蔵所の完成検査時にこの事実が発覚した。秤を使用せずに目視により充填量を確認して液化窒素の充填をしていたので、直ちにその充填を停止し、技術上の基準に適合するよう設備改善をするとともに、製造施設等の変更許可申請をするよう指示した。	デュワー瓶への液取出しと超低温容器への充填行為は同じ扱いであると誤解していた。
8	第一種製造者 (製造のための 施設等の変更) 法 14 条 1 項、 一 14 条	工事の内容を軽微な変更工事と勘違いし、変更許可の手続きをしないで工事を行ったが、軽微変更届の提出時に許可が必要であることが判明した。工事の工程が遅れていたため変更許可を受ける前に変更工事を開始した。	法令、個別通達に対する認識が不足していた。第一種製造者及び設備施工業者の法令順守の姿勢が問われる。
9	第一種製造者 (製造のための 施設等の変更) 法 14 条 1 項、 一 14 条、液 15 条、コ 13 条	定期修理において変更許可を受けた設備の完成検査を行った際、特定設備の位置、構造が申請内容と異なっていた。高圧ガス製造施設等の変更許可に基づき工事完成後、完成検査を受けた際、申請内容(特定設備の内容(寸法)及び設置位置)が変更されており、それに伴って配管の長さ、位置関係も申請内容と異なっていた。	安全担当部署と現場部署(製造部、工務部)の情報の共有化ができていなかった。本来、完成検査を受ける際は、検査前日までに申請内容と現場施工が間違っていないか現場確認を行わなければならないが、その確認を怠った初歩的なミスであり、当該事業所の保安管理体制の再構築が望まれるものであった。
10	第一種製造者 (製造のための 施設の軽微な 変更) 法 14 条 1 項・2 項、一 15 条、 液 16 条、コ 14 条	変更の工事に際して、事業所が軽微な変更該当すると判断し、変更の工事後、軽微変更届を提出する際に以下の工事は軽微な変更該当しないことが分かり、急遽、変更許可申請を提出する事例が多発した。 ① 高圧ガス配管の漏えい箇所の補修 ② バルブ(安全弁を含む。)等の取替工事 ③ ポンプ等の処理設備の取替工事	事前に工事計画を都道府県に相談し、手続きを確認しておく必要があるが、軽微な変更該当する条件が、十分理解されていなかった。なお、補修、修理が工事計画に従って行われる場合は別にして、現場の状況に応じて変更されてしまうことが多く、当初計画以外の部分まで及んでしまうため、結果として事前に変更許可を要する場合がある。
11	第二種製造者、 第一種貯蔵所、 第二種貯蔵所 (貯蔵所の許可) 法 16 条 1 項、 一 20 条、液 21 条	第二種製造者であり第一種貯蔵所となる場合に、許可手続きを行うことを忘れた。第二種貯蔵所から貯蔵量が増えて第一種貯蔵所になったが許可手続きを行うことを忘れた。	第一種製造者の貯蔵に関しては貯蔵所の届出をしなくてよい規定があるが、第二種製造者の場合はそれがなく、製造と貯蔵の技術基準が重複することが多いため許可を受けることを忘れた。事業所にガスを納入する業者が異なったため、同じ敷地内であっても貯蔵量が許可の対象になることを失念した。
12	第二種製造者、 第二種貯蔵所 (貯蔵所の施設 等変更工事) 法 19 条 4 項、 一 29 条	食品製造会社の窒素製造施設で、C E の近傍(30 m 以内)に炭酸ガス、液化石油ガス等の容器を設置して使用を開始したが、貯蔵量の変更届を行わなかった。	それぞれの高圧ガスの管理が別部門であるため、互いに関与しなかった。工場の保安管理組織に法令に関する知識が乏しく、また、高圧ガスの供給業者もそれぞれ異なるため、情報が得られなかった。
13	第一種製造者 (製造等の開始・ 廃止の届出) 法 21 条 1 項、 一 42 条、液 42 条、コ 21 条	製造許可→完成検査受検→完成検査証により施設の使用が可能となるが、製造開始の届出を忘れてしまった。	完成検査証の交付で一連の手続きが終了したとの思い込みがある。

14	第一種製造者 (製造等の開始・廃止の届出) 法 21 条 1 項、 一 42 条、液 42 条、コ 21 条	複数の製造施設のうち、1つの施設の使用をやめた場合に製造廃止の届出をってしまった。	それぞれの施設の製造を止めた場合に、個別通達で「独立した製造設備、貯蔵設備…の撤去の工事」は「許可及び届出の不要な工事」とあり、更に「本工事に取 りかかる前に都道府県知事にその旨を報告する。」という内容を把握していない。
15	第一種製造者 (製造等の開始・廃止の届出) 法 21 条 1 項、 一 42 条、液 42 条	第一種製造者が製造施設を減らし処理量で第二種製造者となったが、第一種製造者としての製造廃止の届出を忘れた。	第二種製造者になる場合は、製造事業の届出が必要となり、第一種製造者の製造事業の廃止届も必要となる。製造を継続しているのでは廃止したという認識がない。
16	第一種製造者 (保安係員の選任) 法 27 条の 2・4 項、一 64 条 1 項・2 項	C E を設置している第一種製造者が、新たに液化石油ガス設備を増設する許可等の手続き対応をしたが、当該液化石油ガス設備を 4 直 3 交代で運転管理するにあたり、法定責任者(保安係員)の選任をしていなかった。	既に第一種製造者であることから、当該施設にかかる保安係員の選任について、事業所、設備の設置工事業者及び液化石油ガスの供給業者のいずれもが事前に調整がなされずに工事が完成した。第一種製造者の法令に対する理解度が不足していた。当該事業所は当初 C E のみを設置し、保安監督者を選任していたため、製造保安責任者免状の所有者がいなかった。
17	第一種製造者 (保安係員の代理者の選任) 法 33 条、一 78 条 1 項	小規模の第一種製造者において、保安係員が突如退職したため代理者が保安係員になったが、その他に免状所持者がいないため代理者不在となった。そこで他の従事者が免状を取得するまで隣接の取引事業所の免状所有者と派遣依頼契約を締結させ対応させた。その後、他の従業者が免状を取得し代理者不在は解消した。	事業所の基本的な人事管理のミスである。法定で必要な資格者の養成は、年次計画で人材育成計画を立てて実施しなければならない。また、経営者の考えが平素から経営優先でなく保安優先ならこのような事案は発生しなかった。
18	第一種製造者 (保安検査の受検に関する休止施設の届出) 法 35 条、一 79 条 2 項・3 項、 液 77 条 2 項・3 項、コ 34 条 2 項・3 項	休止届出施設の使用の再開を保安検査を受けずに行った。本来、休止届出施設については、使用再開する際は 30 日前までに保安検査申請書を事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出申請しなければならないが、提出申請せず他の定期修理施設の再稼働と同時に稼働してしまった。	休止期間が長かったことと、当時の現場担当者(製造部署)及び官庁申請担当者(環境安全部署)が異動で交替したため、当該届出内容の引継ぎが十分できておらず、更に設備台帳の不備などの要因が重なり、このような不始末となった。休止届出施設に対する法的対応に不備があるとともに、設備管理台帳の確認作業がずさんであった。
19	第一種製造者 (帳簿の記録、保存) 法 60 条、一 95 条 1 項、液 93 条 1 項、コ 50 条	バーコードで容器管理をしている充填所でコンピュータへの記載項目が不十分であるため帳簿の記載事項が不足していた。目視で容器管理している充填所で、充填期限が切れた容器に充填していた。	法令で要求している項目の認識不足であった。従業者は漫然と充填しており、充填期限について細心の注意を払っていなかった。責任者の保安に対する意識が薄かった。



## (2) 保安統括者等の選任

### ① 保安統括者等の選任について（法第 27 条の 2、法第 33 条）

第一種製造者は、以下のとおり保安統括者等（保安統括者、保安技術管理者、保安係員及びそれぞれの代理者をいう。以下同じ。）を選任しなければいけません。

区分	選任数	必要な免状	選任不要の事業所
保安統括者	1 人 代理者 1 人 (事業所ごと)	不要	① 保安監督者に監督させる場合 ・ 移動式製造設備により六フッ化硫黄、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス若しくは液化フルオロカーบอนを製造 ・ 気化器、減圧弁若しくはこれらと同様の機能を有するバルブによりヘリウム、アルゴン、窒素、酸素若しくは炭酸ガスを製造 ② 容積が 10m <sup>3</sup> 以下の空気又は窒素を使用するダイキャスト機、水圧蓄圧機又はアキュムレータを使用する場合 ③ 自動車燃料用の LP ガス、天然ガス、圧縮水素 (82MPa 以下) を充填する事業所 (処理能力 25 万 m <sup>3</sup> /日未満) について、製造保安責任者免状所有者であり、当該ガスの製造に関する 6 か月以上の経験を有する者に監督させる場合 ④ 液化石油ガス法に規定する充填設備について、充填作業者講習終了者に監督させる場合
保安技術管理者	1 人 代理者 1 人 (事業所ごと)	処理能力 100 万 m <sup>3</sup> /日以上 → 甲種化学又は甲種機械  処理能力 100 万 m <sup>3</sup> /日未満 → 甲種・乙種化学又は甲種・乙種機械、丙種化学 (液石) (液石則適用の設備のみ)  ※ 不活性ガス及び空気については、その処理能力を 1/4 倍した値を算入する。  ※ 貯槽を設置して専ら充填を行なう場合は 200 万 m <sup>3</sup> /日	① 保安統括者が製造保安責任者免状所有者であって、製造に関する 1 年以上の経験を有する場合 ② 処理能力 25 万 m <sup>3</sup> /日未満の事業所で次の場合 ・ 気化器又は減圧弁により、可燃性ガス又は毒性ガスを製造 ・ 消費 (燃焼) 目的で可燃性ガスを製造 ・ 可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを製造 ③ 処理能力 50 万 m <sup>3</sup> /日未満の事業所で次の場合 ・ 消費 (燃焼) 目的で LP ガスを製造 ・ LP ガスを容器若しくは貯槽に充填 ④ 移動式製造設備により製造
保安係員	1 人 代理者 1 人 (製造施設の区分・直ごと)	甲種・乙種・丙種化学又は甲種・乙種機械	保安統括者と同様

② 選解任の届出について（法第 27 条の 2 第 5 項、第 6 項、法第 33 条第 3 項）

保安統括者等を選解任した場合は、以下のとおり届出を提出してください。

区分	(正)	代理人	届出の提出時期及び名称
保安統括者	○	○	選解任の都度、遅滞なく届出 保安統括者(代理人)届(様式第 8(9)号)
保安技術管理者	○	×	前年の 8 月 1 日からその年の 7 月 31 日まで に選解任した者について、8 月 1 日以降遅滞 なく(まとめて)届出
保安係員	○	×	

○：届出が必要 ×：届出不要

③ 保安統括者等の兼任について（基本通達（内規））

保安統括者等の兼任の可否については、以下のとおり規定されています。

なお、複数の役職を兼任する場合は、兼任する役職全ての要件（免状、経験等）を満たす必要があります。

	保安統括者	同代理人	保安技術管理者	同代理人	保安係員	同代理人
保安統括者		×	×	○	※ <sup>2</sup>	×
同代理人	×		○	◎	×	◎
保安技術管理者	×	○		×	×	×
同代理人	○	◎	×		×	◎
保安係員	※ <sup>2</sup>	×	×	×		※ <sup>1</sup>
同代理人	×	◎	×	◎	※ <sup>1</sup>	

◎：2以上の兼任が可能 ○：1つの兼任が可能 ×：兼任不可

※<sup>1</sup>：交代制をとっている製造施設で、現に保安係員に選任されている者が他の直の代理人となることは可能

※<sup>2</sup>：液石則適用の処理能力 25 万 m<sup>3</sup> 未満の事業所において、保安統括者が製造保安責任者免状所有者であり、所定の高圧ガスの製造に関する経験を有する場合は兼任可能（交替制をとっている場合を除く）

④ 保安係員について

(1) 必要な経験について

**一般則**（一般則第 66 条第 3 項、第 4 項）

○甲種化学、甲種・乙種機械責任者免状所有者

1 種類以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造に関する 1 年以上の経験等を有する場合は保安係員に選任可能です。

○乙種・丙種化学責任者免状所有者

高圧ガスの製造に関する1年以上の経験を有する場合は、その経験を有する「ガスの区分」（可燃性・毒性、可燃性、毒性若しくは酸素の区分）及びその他のガス（不活性ガス、空気等）に係る保安係員に選任可能です。

**液石則**（液石則第64条第3項）

製造保安責任者免状所有者であって、LPガス又は可燃性ガスの製造に関する一年以上の経験等を有する場合は保安係員に選任可能です。

(2) 別会社から保安係員を選任する場合について（基本通達（内規））

保安係員の職務及び権限等が、委託契約において明確に定められている場合は、別会社（管理会社等）から保安係員を選任することも可能です。

(3) 講習について（法第27条の2第7項）

保安係員は、以下のとおり高圧ガス保安協会が行なう高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければいけません。

区分	受講回次	受講の時期
保安係員	初回	製造保安責任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度から3年以内 ただし、選任された日が製造保安責任者免状の交付を受けた日から2年6か月以上経過している場合、選任された日から6か月以内
	2回目以降	前回受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内

※年度とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間